

別表2 区域外就学基準（市外から狭山市立小・中学校への就学を希望する場合） 令和9年4月1日改正

項目	項目詳細	対象学年	許可期間（最長）	必要書類
市外転出	年度途中で市外に転出しても、在籍校へ継続して就学を希望する場合	小学校 1～4年生	学年末まで	なし
		小学校 5～6年生	卒業まで （中学校の進学先は、住民登録地の学校とする）	なし
		中学生全学年	卒業まで	なし
転入予定	狭山市への転入が確定しており、あらかじめ転入先の住所の指定校へ就学を希望する場合	小・中学校全学年	転入予定日まで	建築請負契約書・建物の賃貸借契約書など
仮住まい	家の建て替え等により一時的に市外へ仮住まいをするが、引き続き在籍校へ就学を希望する場合	小・中学校全学年	事由終了まで	建築請負契約書・建物の賃貸借契約書など
留守家庭	両親の共働き、またはひとり親の留守家庭で、児童の登下校時に保護者不在のため、祖父母等親族宅（預かり先宅）の指定校へ就学を希望する場合 ※預かり先が児童在宅時に保育できる場合に限る	小学校 1～4年生	学年末まで （事由が解消していない場合は毎年度更新）	・就労証明書 ・児童の保育に関する承諾書
		小学校 5～6年生	卒業まで	
	保護者が自営業等により、店舗等がある指定校へ就学を希望する場合	小学校 1～4年生	学年末まで （事由が解消していない場合は毎年度更新）	店舗等が営業していることを証明できる書類
		小学校 5～6年生	卒業まで	
公共事業または災害	公共事業または災害により市外に転出しても、在籍校へ継続して就学を希望する場合	小・中学校全学年	卒業まで	なし
教育的配慮	疾病や障害等により、指定校への就学が困難なため、自宅から最寄りの学校へ就学を希望する場合	小・中学校全学年	必要と認める期間	医師の診断書 （原則、3か月以内のもの）
	不登校や友人関係等による学業への影響や精神面への多大なる負担が認められ、指定校以外の学校へ就学することで、問題解決が見込まれる場合	小・中学校全学年	必要と認める期間	・学校長の所見 ・教育委員会が必要と認める書類
その他	上記の理由以外で教育委員会が指定校変更の必要があると認める事由がある場合	小・中学校全学年	必要と認める期間	教育委員会が必要と認める書類

#### 【注意事項】

- 教育委員会内で審査が必要となるため、ご希望に添えない場合があります。
- 通学上および指導上に支障がない場合に限りです。通学方法、通学経路については事前に就学希望校または在籍校と協議し、合意を得る必要があります。
- 許可期間終了後については、「狭山市立小・中学校通学区域に関する規則」に基づき、居住地の指定校に就学することとなります。
- 最寄りとは、原則自宅からの直線距離で最も近距離の学校です。
- 医師の診断書は、現在の症状を記載してもらうものになります。診断日から提出するまでに期間が空いてしまうと症状が変わっている可能性もありますので、原則3か月以内のものとしています。
- 留守家庭による指定校変更の場合は、原則学童保育室の利用ができません。